



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和5年2月

デジタルマネーの給与支払解禁について

令和4年11月28日、デジタルマネーによる給与の支払いを可能とする労働基準法施行規則を改正する省令が交付されました。キャッシュレス決済の普及が進む中、とうとう給与支払いもデジタルマネーとして支払うことが可能となります。ただし、給与のデジタルマネー支払いをすることができる「資金移動業者」の登録・指定などの手続きが必要とされており、実際の運用はまだまだ先となりそうです。

本稿では、実際に「資金移動業者」として指定される条件、また実際にデジタルマネー支払いを実施する際の導入について検討したいと思います。

「指定資金移動業者」

厚生労働省が指定するにあたって、現在必要とされている要件は以下の通りです。①口座残高上限を100万円とすること、②保証機関と保証委託契約を締結すること、③口座の有効期限を10年以上とすること、④1円単位での資金移動、払い出しが可能であること、等。

特に①の口座残高上限については、100万円と決められており、100万円を超える場合には、別の預貯金口座または証券総合口座への送金を行う必要があるとされています。

デジタルマネー支払いの実務

まず、仮に給与のデジタルマネー払いが可能となったとしても、あくまで給与支払いの選択肢が増えるだけであり、労働者から給与のデジタルマネー払いを求められたとしても、会社はそれに応じる義務はありません。

【デジタルマネー払いへの流れ】

- ① 給与のデジタルマネー支払い導入の決定
- ② 規程の変更、労使協定の締結
 - ➔就業規則へ「従業員が希望する場合にデジタルマネー払いをすることがあること」や、「口座残高が100万円を超える場合、超える分の移動先となる銀行口座指定をすること」などを盛り込む必要があります。
 - ➔法律や省令では定めはありませんが、通達により労使間の協定締結が求められています。
- ③ 労働者の同意・口座情報の収集
- ④ ①～③を踏まえて、希望者に対し給与のデジタルマネー払いを実施

※現状では、指定資金移動業者がどこになるのか、どのようなサービスを提供するのかが不明

【デジタルマネー払いの会社側のメリット・デメリット】

メリット	<ul style="list-style-type: none">・振込手数料を削減できる可能性がある・労働者需要を満たすことができる・月2回払いや週払いなどが可能になる（ただし、給与計算の負担増）
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・担当者の負担増・労働者側からの理解を得られるかが不明

【法改正情報 1】 障害者の法定雇用率引き上げへ

厚労省の障害者雇用分科会で、16日、企業に義務付けられている障害者の法定雇用率を現行の2.3%から2.7%に引き上げる改正政令案要綱が了承された。0.4ポイントの引上げは、障害者雇用が義務化された1976年以降で最大。引上げは段階的に行われ、**2024年4月から2.5%**（40人雇用あたり一人）、2026年7月から2.7%となる。また、2026年7月以降、国や地方公共団体は3.0%、都道府県の教育委員会は2.9%となる。

【法改正情報 2】 マイナンバー使用追加に関する手続きを簡素化

政府は、給付金支給などマイナンバーの新たな用途を追加する際に個々の法改正によらず政省令の改正によってできるよう、23日召集の通常国会にマイナンバー法改正案を提出する。政府や自治体による給付金や支援金の迅速な支給につなげるのが目的で、案には、税・社会保障・災害対策以外の分野にもマイナンバーを活用できるようにする措置等も盛り込む。マイナンバーと個人の銀行口座の紐づけを促進するための公金受取口座登録法の改正案も提出する。

（参考）現在、マイナンバーの公金受け取り口座登録により受け取ることができる給付金等

年金、所得税その他還付金等、児童手当、労災年金、失業当給付金、育児休業給付金など

【【助成金】 雇用関係と労働条件等関係助成金の併給についてのご案内

今回は各助成金との併給申請についてご説明します。

多種多様に渡り助成金は御座いますが、通常は「併給調整」と言い、併給出来ないものも多くあります。ただ、その中でも併給調整を受けない、いわゆる「ダブル受給」が可能なものもいくつか御座います。但し、同時に申請するということは原則としてできず、下記の条件と満たすことで申請することができます。

では具体的にどう言ったものが申請可能なのかと言いますと、仮に助成金AとBを申請したとします。

①助成金Aを先に申請（Aの支給要件をクリアしたとする）

①-1 助成金Bを申請する為に支給要件をクリアする。

②助成金BをAの後に申請

といった申請期間をずらし、支給要件をクリアすればAとBの助成金を「ダブル受給」可能です。

ダブル受給申請可能な助成金一覧

① **トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）**

② **特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）**

③ **65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）**

④ **人材開発支援助成金（特別育成訓練コース：一般職業訓練）**

①②③と受給可能なのが**キャリアアップ助成金（正社員化コース）**になります。

④と受給可能なのが**人材開発支援助成金（特定訓練コース：若年人材育成訓練）**になります。

助成金を診断するツール等も御座いますので、ご連絡をお待ちしております。



[お問い合わせは当法人まで](#)